

後期基本計画

重点目標

1. 「安全」のまちづくり
2. 「安心」のまちづくり
3. 「信頼」のまちづくり

1. 「安全」のまちづくり

①災害被害の減少

前期基本計画の取組状況

(1) 市民の生命、財産を守る雨水排水事業と高潮対策

排水施設の整備については、金磯地区では、金磯南雨水ポンプ場や導水施設である金磯2号雨水幹線などについて整備を進めるとともに、川北地区では、幹線水路の整備を進めており、小松島雨水ポンプ場とあわせ浸水対策に努めています。

河川整備については、徳島県が事業主体となって実施している総合流域防災事業により、恩山寺谷川や立江川の河川改修工事などを県と連携して進めています。

港湾設備については、県が管理する港湾鉄扉の調査時の立ち会い確認や、小松島みなとまちづくり協議会による港湾鉄扉の開閉確認を実施しました。

(2) 火災その他の災害による被害の減少

火災対策については、住宅への火災警報器設置義務化に向けて、住宅火災警報器普及促進説明会を開催して普及促進に努めるとともに、市営住宅に火災警報器を設置しました。また、各種事業所に対する消防設備等の設置指導や予防指導を実施しました。さらに、計画的に消防車両を更新したほか、署員等の活動マニュアル等や人員の配置等の見直しを行いました。

地域の防災訓練等に積極的に参加し、自助・共助による減災を目標とする地域防災能力の向上を図りました。また、消防体制強化のため、平成20年8月に徳島県消防広域化推進計画が策定され、協議を進めてきましたが、今後は広域化も含めて、近隣市町村と連携を強化する方向で進められます。

(3) 地震や津波の被害を軽減する減災のまちづくり

広報や自主防災会等の研修活動等を通じ、防災意識の啓発を行っています。

自主防災会については、市内全地区での結成をめざして取り組んでおり、平成24年3月末現在の結成率は約73%（27団体）となっています。

防災訓練については、自主防災会の協力による避難誘導訓練や連合婦人会



近畿府県合同防災訓練

による炊き出し訓練などを実施するとともに、平成23年10月には小松島港赤石地区周辺で近畿2府7県合同防災訓練、緊急援助隊近畿ブロック合同訓練が行われ、あわせて市総合防災訓練を実施しました。また、防災講座の開催や、避難路・避難所の確認、避難訓練といった地域防災活動を自主防災会などとともに推進しています。

学校施設の耐震化については、平成22年度から校舎の耐震補強工事を進めるとともに、平成24年度からは屋内運動場の耐震補強工事を進めています。

送配水管の耐震化について、配水管については順次耐震補強工事を進めるとともに、送水管については耐震化基本設計を平成24年3月に作成しました。田浦浄水場の耐震化については、水道施設耐震化事業計画に沿い事業を進めています。

住宅・建築物の耐震化については、広報等での普及・啓発や、木造住宅耐震診断・改修無料相談会の開催、木造住宅耐震診断支援事業などを実施しました。

橋梁長寿命化対策については、順次維持修繕工事を進めており、平成23年度から橋梁長寿命化計画の策定を進めました。

緊急時の連絡体制の整備については、災害時要援護者支援台帳の整備を進めており、支援の必要な方については個別支援計画を順次作成しています。

(4) 正確な防災・気象情報の収集・提供との確な対応

災害時の情報伝達手段として、平成22年度に全国瞬時警報システム（J一ALERT）の受信設備を設置し、迅速な情報収集体制の整備を図るとともに、平成23年度から防災行政無線の整備事業を進めています。また、各報道機関やアマチュア無線、タクシーなどの業務用無線、緊急速報メールといった多様な通信手段の利用を想定し、民間の関係機関に対し、協定を締結するなどして設備整備や連携を進めるよう働きかけてきました。

消防救急無線デジタル化については、徳島市の眉山に基地局を置く、5消防本部による共同事業に参画しており、平成24年度中に実施設計を行い、平成25年度より整備を開始する予定です。

平成22年度に土砂災害警戒区域等が指定されたことを受け、土砂災害ハザードマップを作成し、警戒区域の周辺住民に配布して注意喚起を行いました。

地震における家具転倒防止対策として、高齢者世帯をはじめ身体障がい者や要介護認定者の方に対し、家具転倒防止金具の取り付けを行いました。

(5) 災害からの早期復旧

食糧、水、トイレ、発電機等の備蓄資機材の整備を順次進めるとともに、民間企業の協力を得ながら防災協定を締結し、災害時に無料となる自動販売機を設置するなど、市民の皆さんのがん難所生活が少しでも円滑にできるよう整備を進めています。また、水道部では、災害時の給水活動の実効的訓練を和田島緑地にて年1回程度実施し、職員の震災等による緊急時初動意識の向上を図っています。

現況と課題

浸水

小松島市では、平成21年8月の台風9号により、市内の各地域で、床上58戸、床下140戸の浸水被害を受けました。また、平成23年には、7月18日の大雨により、勝浦川江田水位が氾濫危険水位を超えたために、勝浦川の周辺地域に避難勧告を発令しました。市内の収容避難場所に、57世帯、329人の方が避難いたしましたが、幸いにも人的被害はありませんでした。

平成22年に徳島県から土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定を受けたことから、土砂災害ハザードマップを作成し、警戒区域の周辺住民に配布して注意喚起を行いました。

近年は、日本各地で局地的大雨や集中豪雨による災害が多く発生していることから、引き続き浸水対策を行うとともに、洪水や土砂災害ハザードマップを作成・配布して注意を促す必要があります。

火災

小松島市では、毎年20件近くの火災が発生しています。火災の原因は、天ぷら鍋等のコンロへのかけ忘れや、たき火の不始末などの不注意によるものが多くなっています。

地震

今後30年以内に東南海・南海地震が発生する確率は、東南海地震が70%程度・南海地震が60%程度と予想されています。また、東日本大震災以降は、本市においても、特に地震や津波対策などの「安全」に対する市民の皆さんの意識が非常に高まっています。

地震発生時の避難行動は、迅速かつ的確に、安全な場所に避難することが求められるため、避難経路の確保や緊急避難経路の整備を図る必要があります。

津波

国では、東日本大震災を受けて、南海トラフの巨大地震による津波想定高等を修正し、新たな被害想定を発表しています。また、徳島県が平成 24 年 10 月に発表した最大規模の南海トラフ地震が発生した場合の津波浸水想定では、市内の平野部のほとんどの地域が浸水するとされています。

小松島市では、全国瞬時警報システム（J－ALERT）を設置したこと、これまで取得に時間を要していた災害情報等を瞬時に受信することができ、今後防災行政無線等が整備されると迅速な対応が可能となります。また、東日本大震災では、固定電話や携帯電話が被害を受け、救助活動や支援要請、安否確認など初期段階での情報収集や災害対策に遅れた教訓を踏まえ、平成 23 年度に衛星携帯電話 10 台を配備し、通信手段の確保に努めています。

今後は、避難場所の確保と避難経路を整備することが求められています。また、迅速かつ正確な情報伝達手段の整備や、県の津波浸水想定に対応した新たな津波災害ハザードマップを早期に作成することが求められています。

基本方針

浸水・高潮対策

「市は、浸水災害から市民の皆さんの生命と財産を守るために、雨水ポンプ場や雨水幹線など基幹施設の整備を進めるとともに、県と連携して護岸工事などの河川整備を進め、浸水に強い都市づくりを進めます。港湾については、県などの管理者が行う防潮堤などの整備や管理を協力して行います。」

現在、推進している公共下水道事業をさらに促進します。浸水対策として、浸水常襲地区である金磯地区において建設中の金磯南雨水ポンプ場の早期の供用開始をめざします。このポンプ場は、10 年に 1 度程度（時間雨量 72.5mm）の確率で降る大雨を想定しており、完成後は、設計上、平成 16 年 10 月に来襲した台風 23 号の雨量にも対応することができ、市民の皆さんの尊い生命や貴重な財産を守ります。

また、県や港湾施設などの管理者と協力して、防潮堤の整備や管理などが適切に行われるよう要請や協力をています。

火災

「市は、市の消防の施設と人員を活用し、火災に対する予防、警戒、鎮圧、救護などにより、市民の皆さんの生命や身体、財産を保護します。小松島市周辺の市町村と共同し、広域消防体制を確立します。

市は、地域の自主防災会、市内の事業所と連携し、地域の消防・防災体制を構築します。」

常備消防と消防団は連携して各種訓練を行い、知識・技能の向上を図り、市民の皆さんの安全と安心を確保します。



自主防災会女性消防隊防火訓練

地震・津波に対する備え（「減災」への取り組み）

「市は、市民の皆さんの尊い生命、貴重な財産を守るため、市民の皆さんが、『まず、自分の安全は自分で守る』という防災意識を高めてもらい、市民の皆さんとともに、災害の防止や災害発生時の被害を軽減する『減災』のまちづくりを進めます。」

「減災」とは、災害による被害をできるだけ小さくする取り組みです。

市は、市民の皆さんに対し、防災情報の提供を通して、「自分の身は自分自身で守る」という自助意識の啓発を図り、耐震改修工事の援助などの自助努力を手助けする環境整備を行います。また、学校など公共施設の耐震化をはじめ、市が所有管理する施設の災害への備えと、道路や橋梁など、いざというときの避難経路の整備を促進します。さらに、津波避難困難地域における津波避難場所の整備に努めます。

市民の皆さんには、市の情報や制度を活用し、災害時の避難経路と避難場所（集合場所）の再確認をしていただくことで、災害時にあわてることのないよう、日頃からの備えをお願いします。

情報

「市は、災害が発生したとき、その情報を迅速かつ的確に把握し、市民の皆さんや市内の事業所に広報します。そのための適切な情報収集と広報ができるような体制の整備をします」

災害が発生した場合には、膨大で多種多様な災害情報が交錯します。

市は、徳島県総合情報通信ネットワークシステムをはじめ、あらゆる方法により、市内の被害状況を把握し、的確かつ迅速に応急対策を行います。

また、普段からあらゆる情報伝達手段の確保に努め、発災時は避難行動に迅速移行でき、人的被害の減少につながる情報伝達設備を整備します。

災害からの復旧

「市は、災害発生時に迅速かつ的確な対応を行います。被災後、一日も早く落ち着いた生活が取り戻せるような体制整備を図ります。」

災害時にも対応できる体制を構築するためにB C P（業務継続計画）は重要であることから、市はその取り組みを進めます。また、市は、災害時に、「小松島市地域防災計画」にそって、防災関係機関や自主防災会をはじめ、市民の皆さんと連携して災害の拡大を防止し、被害を最小限に止めることに努めます。

住宅の被災は、単に「住まい」が破壊されることにとどまらず、「暮らしの拠点」を失うことを意味します。被災後のそうした状況から、市民の皆さんのが一日も早く落ち着いた生活を取り戻すことができるよう、早期復旧に取りかかるための市の体制整備を促進します。

また、災害時に市独自の応急対策活動が実施できないときの対策として、民間企業との応急対策活動に関する協力協定の締結をするなどして体制整備を促進します。

施 策 体 系

●災害被害の減少

- 市民の生命、財産を守る雨水排水事業と高潮対策
- 火災その他の災害による被害の減少
- 地震や津波の被害を軽減する減災のまちづくり
- 正確な防災・気象情報の収集・提供と的確な対応
- 災害からの早期復旧

主な取組

(1) 市民の生命、財産を守る雨水排水事業と高潮対策

- 排水施設の整備については、金磯地区で建設中の雨水ポンプ場について、平成25年度中の完成を目指としています。また、川北地区においては、雨水排水施設の維持修繕等長寿命化計画を策定して計画的な整備を実施することで、浸水被害を最小限に抑える取り組みを推進します。
- 河川整備については、徳島県の総合流域防災事業により、県が事業主体となって実施している田野川二級河川恩山寺谷川の河川改修工事や、県が策定した二級河川立江川水系河川整備計画に沿って実施している立江川の河川改修工事を、県とともに積極的に事業を促進し、河川の氾濫・道路浸水などの被害の軽減に努めます。
- 県などが管理する港湾や河川の防潮堤が適切に管理されるよう、県などと連携して点検を行います。
- 港湾の防波堤や防潮堤の整備要望を県や国に対して行うなど、津波、高潮災害に備えます。

(2) 火災その他の災害による被害の減少

- 平成23年6月から義務化された住宅火災警報器（設置率66%）の設置率向上と防炎品等の普及をめざします。また、家庭の地震対策を含めた住宅防火防災対策の積極的な推進を目的として広報誌・災害訓練等で設置を呼びかけ、市民の皆さん的生命、財産を守れるよう啓発を図ります。
- 震災等大規模災害における火災については、あらゆる場合を想定して予防・減災対策を図る必要があるため、消防相互応援協定の行動マニュアルの整備、また消防団、地域の自主防災会・事業所とも連携し、大火災における消火・避難行動計画を作成して地域防災能力の向上を図ります。
- 市民の皆さん的生命・身体、財産を保護するため、平成23年に行われた緊急援助隊近畿ブロック合同訓練を活かし、大災害による受援側消防本部行動マニュアル等を整備します。

(3) 地震や津波の被害を軽減する減災のまちづくり

- 避難場所については、小松島市地域防災計画に基づき、民間施設と協定を結ぶなどして避難場所の確保を図ります。また、津波避難困難地域における津波避難計画を策定する等して、津波避難タワー等の津波避難施設の計画的な整備を行います。

- 避難経路については、地域津波避難計画策定事業により、各自主防災会等が行う地域の実情に合った津波避難計画の策定に対する支援を行うとともに、避難場所までの距離等を表示した夜間でも目視できる高輝度蓄光式の屋外誘導標識の設置を行います。
- 広報誌や自主防災会などの研修活動を通じ、過去の被災体験や、国・県からの防災情報を提供することで、市民の皆さんに対し「自分の身は自分で守る」という自助意識の啓発を行います。
- 県の津波浸水想定に対応した津波災害ハザードマップを早期に作成し、市民の皆さんに配布、周知を行います。
- 学校施設の耐震化については、順次耐震補強工事に着工し、統合による校舎の新築を予定している立江、坂野中学校の校舎を除く全ての小・中学校施設の耐震化を平成25年度末までに完了させます。さらに、立江、坂野の両中学校は、学校再編計画に基づき統合を行い、平成28年度開校をめざします。この完成をもって、全ての小・中学校の耐震化を達成させます。

目標指標	現状値	目標値	指標の説明等
小・中学校の施設の耐震化率（%）	23年度	28年度	小・中学校施設のうち、耐震化が完了した割合
	53.3	100	

- 市役所本庁舎損壊時の代替施設については、第1候補に市水道部庁舎、第2候補に小松島中学校を選定していますが、本庁舎の耐震対策については、耐震診断の結果を踏まえ、防災拠点施設としての機能が保全できるよう、方向性について検討を行います。
- 南海トラフの巨大地震をはじめとする具体的な災害を想定した、職員非常招集訓練をはじめ、救急救命訓練及び災害対策本部員の図上訓練、避難誘導訓練、炊き出し訓練などを実施します。
- 水道については、引き続き主要送配水管の耐震化を進め、非常災害時においても、市民生活に必要不可欠な生活用水が安定的に確保できるよう事業を推進します。
- 住宅・建築物の耐震化に関する普及・啓発活動を行います。耐震診断及び耐震改修等の補助制度や税制における優遇制度など、市民の皆さんのが耐震改修を行いやすい環境整備と維持に力を入れます。具体的には、市は広報等による制度の周知や戸別訪問を実施するとともに、診断結果により耐震改修が必要な世帯には、補助制度についてダイレクトメールを送付して、市民の皆さんには、補助制度等を活用して耐震診断や耐震改修工事を進めていただきます。また、市は住宅・建築物の所有者の自発的・主体的な取り組みを促進します。住宅内における地震発生時の家具などの下敷きにならないよう、家具や家電の固定化を啓発していきます。

- 地域住民に対する防災意識向上のための啓発活動や、自助・共助の重要性の認識、避難経路や避難場所の確認、避難訓練といった地域防災活動を自主防災会などとともに推進します。
- 災害時における避難経路の円滑な通行を確保するため、「小松島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、県などの関係機関と協議を行いながら、順次修繕工事ができるよう取り組みます。
- 災害時における迅速な安否確認等に役立てるため、現在、民生委員に対して行っている災害時要援護者の所在情報等の提供について、今後、町内会や地区社会福祉協議会、自主防災会といった地域の組織に情報提供を行えるよう関係機関と協議し、検討を進めます。また、緊急時の対応について十分調整を行い、緊急連絡体制の整備を行います。

(4) 正確な防災・気象情報の収集・提供との確な対応

- 徳島県や徳島地方気象台と連携して正確な防災・気象情報の収集に努めます。また、全国瞬時警報システム(J－ALERT)などにより収集した情報を、迅速かつ広範囲に提供するため、防災行政無線の整備を推進します。
- 消防救急無線については、平成28年5月末までに眉山を基地局とした5消防本部共同で整備を図ります。
- 災害時の状況や対応策を伝える通信手段として、テレビ、ラジオ等をはじめとする各報道機関やアマチュア無線、タクシーなどの業務用無線、携帯電話の緊急速報メールといった多様な通信手段の利用を想定し、普段から民間の関係機関に対し、設備整備や連携を進めます。

(5) 災害からの早期復旧

- 被災した市民の避難所生活を円滑にするため、食糧、水、トイレ、発電機等の備蓄資機材の整備を進めます。また、民間との防災協定を活用して、災害時に避難所生活の負担を少しでも軽減できるよう取り組みます。
- 一日でも早く避難所での生活を終わらせることができるよう、災害後、早期に仮設住宅の建設に着工できるような体制を検討、整備します。
- 水道については、給水訓練を継続的に実施して緊急時の初動意識の向上を図るとともに、危機管理マニュアルを整備して各種訓練を計画的に行い、非常災害時における初動体制の確立を推進します。また、災害時における安定給水に資するため、遊休施設活用計画の整備を図ります。
- 災害時、重要なライフラインである電気、電話、ガスなどについては、設備に対する被害状況について民間事業者と連携を密にし、応急対策活動に関する協力協定の締結を行います。また、各種広報媒体を通じ市民の皆さんに広報します。